

(証券コード 2676)

平成29年6月6日

株 主 各 位

東京都新宿区四谷一丁目2番地  
高千穂交易株式会社  
代表取締役社長 戸田 秀雄

## 第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、同封の保護シールをご貼付のうえ、平成29年6月27日(火曜日)午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成29年6月28日(水曜日)午前10時(開場午前9時)
  2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 「鶴東の間」  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第66期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第66期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項  
議 案：剰余金の処分の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会は株主の皆様との貴重な対話の機会と考えておりますので、時間の許す限りご参加いただきますようお願い申し上げます。
  - ◎当日は、株主総会ご参加のお礼としてお土産をご用意しております。なお、お土産は、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。  
当社ウェブサイト：<http://www.takachiho-kk.co.jp/>

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善している一方で、新興国経済や企業業績については持ち直しの動きがみられるものの、年間を通じてみると輸出・生産面に鈍さがみられ、設備投資にも足踏みがみられました。先行きについては、雇用・所得環境改善の傾向が続くなかで、各種経済対策の効果などにより、緩やかに回復していくことが期待されているものの、英国のEU離脱問題や、米国新政権の動向、地政学的リスクなど海外情勢の不透明感に伴う企業収益の悪化なども懸念されております。

当社グループの市場環境は引き続き競争激化の状況にあります。新たな成長を見据え独自の付加価値強化による収益性の向上及びアジアを中心とした成長市場への進出によりグローバルビジネスの拡大を図っております。

具体的には、システムセグメントでは、主要商品である商品監視システムや入室管理システムの付加価値強化、RFIDシステム、リテールソリューション、クラウド型無線LAN等の新たな市場開拓、またTakachiho Fire, Security & Services(Thailand)Ltd.が従来からタイにおいて展開していた防火システム事業を、Guardfire社の買収によりASEAN諸国全体に広げ、高度防火システム事業をグループ事業の柱の一つとして確立させるなど、グローバル事業拡大を図ってまいりました。他方、デバイスセグメントでは、電子事業においては主に通信関係の新商材の拡販や各種半導体を使用した基盤設計の提案を強化し、また産機事業では海外ATM向け電子錠の拡販や新たに米国に機構部品の販路を拡大するなどの戦略を展開し、グローバル市場での拡販に注力してまいりました。

このような状況の中、当連結会計年度の経営成績は、堅調な入室管理やクラウド型無線LANシステム、大手携帯キャリア向けディスプレイセキュリティシステムの大型案件などによる増収効果もありましたが、中国等の世界的なATM市場の不振やRFID案件長期化の継続等から売上高は前期比4.8%減の190億37百万円となりました。

損益につきましては、売上総利益率の改善や販売費及び一般管理費削減に努めたことなどにより、営業利益は前期比14.6%増の5億円となりました。経常利益は前期に発生した為替差損が解消し、為替差益1億14百万円に転じたことなどから、前期比70.4%増の7億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失の発生を経常利益の増加で吸収したことから、前期比171.0%増の2億79百万円となりました。なお、この特別損失のうち87百万円は、2012年の買収により発生したのれんを、償却期間を5年として4年半償却を終えた段階で回収可能性を慎重に検討した結果、償却を半年前倒しし、残存価額全額の減損損失を計上したことなどによるものです。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

**[売上高の内訳]**

セグメント区分／商品類		当期売上高 (百万円)	構 成 比 (%)	前期比増減額 (百万円)	前期比増減率 (%)
システム	セキュリティ	7,174	37.7	179	2.6
	その他ソリューション	1,612	8.5	△46	△2.8
	カスタマ・サービス	2,561	13.4	29	1.2
	計	11,347	59.6	162	1.5
デバイス	電 子	3,061	16.1	△386	△11.2
	産 機	4,627	24.3	△725	△13.6
	計	7,689	40.4	△1,112	△12.6
合 計		19,037	100.0	△949	△4.8

- (注) 1. 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。  
 2. 記載の百分比は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

**【システムセグメント】**

システムセグメントの売上高は、前期比1.5%増の113億47百万円、営業利益は販売費及び一般管理費の削減などにより前期比253.6%増の2億94百万円となりました。

セキュリティ商品類では、アパレル小売店やGMS（総合スーパーマーケット）向けなどの販売が苦戦した一方で、大手携帯キャリア向けディスプレイセキュリティシステムの大型案件や外資系企業向け入室管理システムの販売、タイにおいてセキュリティ事業が好調に推移したことなどから、売上高は前期比2.6%増の71億74百万円となりました。

その他ソリューション商品類は、クラウド型無線LANシステムなどのネットワーク機器の販売が伸長した一方で、RFIDシステムの売上案件が後ろ倒しになったことや、メーリング機器の販売において前年のマイナンバー関連特需が剥落した影響などから、売上高は前期比2.8%減の16億12百万円となりました。

カスタマ・サービス商品類は、大手携帯キャリア向けディスプレイセキュリティシステムの大口保守収入などが増加したことから、売上高は前期比1.2%増の25億61百万円となりました。

### 【デバイスセグメント】

デバイスセグメントの売上高は、前期比12.6%減の76億89百万円、営業利益は前期比39.6%減の2億10百万円となりました。

電子商品類では、産業機器、遊技市場向け販売が堅調に推移した一方で、スマートフォン向けの販売が苦戦したことやI P - P B X（構内交換機）の量産化が後ろ倒しになるなどから、売上高は前期比11.2%減の30億61百万円となりました。

産機商品類では、海外小売店の金融端末向けに機構部品の大型案件を獲得したものの、中国A T M市場での販売不振の影響や遊技市場向けの販売が競争激化により苦戦したことなどから、売上高は前期比13.6%減の46億27百万円となりました。

## 2. 設備投資等の状況

該当事項はありません。

## 3. 資金調達の状況

当社は、株式会社みずほ銀行と5億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

## 4. 対処すべき課題

当社グループは、新たな成長を見据え、売上総利益の増加と販売費及び一般管理費の削減による損益分岐点の引き下げに加え、昨年公表した中期経営計画2016-2018「Challenge toward 2018 -Beyond Boundaries-」のもと、新たな成長を実現するために次の課題に取り組んでまいります。

- (1) 既存事業の収益拡大
- (2) グローバルビジネスの拡大
- (3) 新規ビジネスの創出
- (4) 組織・人材強化
- (5) グループ経営・事業強化

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りましようお願い申し上げます。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第63期 (平成26年3月期)	第64期 (平成27年3月期)	第65期 (平成28年3月期)	第66期 (平成29年3月期)
売 上 高 (百万円)	19,581	18,809	19,986	19,037
経 常 利 益 (百万円)	1,133	865	410	700
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	565	589	103	279
1株当たり当期純利益 (円)	57.76	60.13	10.79	29.66
総 資 産 (百万円)	19,297	19,839	18,253	18,561
純 資 産 (百万円)	14,343	14,947	13,844	13,834

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2. 各期の損益の状況は以下のとおりであります。
- (1) 第63期は、産機商品類とセキュリティ商品類、マイティカード株式会社の販売貢献等により増収となりました。損益についても販売増にともなう売上総利益の増加と販売費及び一般管理費の削減効果等によって増益となりました。
  - (2) 第64期は、デバイスセグメントが好調に推移しましたが、システムセグメントにおいて、消費増税にともなう駆け込み需要の反動減が長引いたことなどから、小売業の新規出店及び設備投資先送りの影響を受けたことにより減収となりました。損益については減収の影響と円安による商品調達コストの増加により経常利益が減少しましたが、固定資産売却によって過年度に計上した減損損失が税務上損金算入されたことで法人税等合計額が減少し、増益となりました。
  - (3) 第65期は、Guardfire社の損益計算書を新たに連結したことに加え、システムセグメントの販売回復などにより、増収となりました。損益については円安などによる商品調達コストの増加や競争の激化による販売価格の低下により売上総利益率が低下し、さらに為替差損が発生したことなどから減益となりました。
  - (4) 第66期は、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## 6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
マイティキューブ株式会社	100百万円	100%	R F I D関連機器及びI Cタグ、セキュリティシステムの開発・製造及び販売
高千穂コムテック株式会社	80百万円	100%	メーリングシステムの輸出入、販売及び保守
TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD.	715千香港ドル	100%	電子部品、機構部品及びセキュリティ機器の販売
提凱貿易(上海)有限公司	4,270千人民元	100%	電子部品及び機構部品の販売
Takachiho Fire, Security&Services (Thailand) Ltd.	334百万タイバツ	100%	セキュリティシステム、防火システムの輸入及び販売
Guardfire Limited	20百万タイバツ	100%	高度防火システムの設計、販売
Guardfire Singapore Pte. Ltd.	2,600千シンガポールドル	100%	高度防火システムの設計、販売
Takachiho America, Inc.	200千米ドル	100%	機構部品の販売、商品及び事業リサーチ

- (注) 1. 提凱貿易(上海)有限公司は、TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. の100%出資の子会社であり、議決権比率は間接所有であります。
2. Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd. の議決権比率は、当社子会社であるTK Thai Holdings Co., Ltd. を通じた間接保有分を含めております。
3. Guardfire Limited. の議決権比率は、当社子会社であるTK Fire Fighting Co., Ltd. を通じた間接保有分を含めております。
4. 当連結会計年度より、Takachiho America, Inc. は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。
5. 当社は平成29年1月1日を効力発生日として連結子会社である株式会社S-Cubeとマイティカード株式会社を、株式会社S-Cubeを存続会社、マイティカード株式会社を消滅会社とする合併を行い、社名をマイティキューブ株式会社に変更しております。

## 7. 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、当社と連結子会社10社、関連会社1社及び非連結子会社1社の合計13社で構成され、エレクトロニクスを核とする先端技術商品及び有力メーカーを広く海外に探求・開拓し、商品の輸出入及び販売、ならびに据付・保守・システム設計・運用受託等のサービスの提供を主な内容として、広範囲に事業活動を展開しております。

当社グループの事業における商品類の位置付け及びセグメントと商品類の関連は次のとおりであります。

### <システムセグメント>

#### （セキュリティ商品類）

商品監視・映像監視等のセキュリティに関するコンサルティングやシステム設計、及び商品監視システム・入退室管理システム・監視カメラ・監視映像記録装置・セキュリティタグ等のセキュリティ機器及び入店カウンターなどの店舗管理機器の販売、システム全般の運用支援サービスなどを行っており、ショッピングセンターなどの大型店舗からドラッグストアなどの小型店舗に至る小売・流通業全般の幅広い顧客層に販売しております。

また、高度防火システムの設計・構築及び機器の販売を、オフィスビルや商業施設、ならびに発電エネルギー関連プラント、天然ガス・石油化学工業プラントなどに向けて行っております。

#### （その他ソリューション商品類）

上記商品類以外において、ネットワーク関連機器（クラウド型無線LANシステム等）、物流・在庫管理システム等のRFIDタグ及びその周辺機器、郵送物の封入や宛名印字、仕分けなどを行うメールインサーティングシステム（封入封緘機）など、最新エレクトロニクス技術応用システムのシステム設計・構築及び機器の販売等を行っております。

#### （カスタマ・サービス商品類）

システムセグメントで取扱う各商品類のシステム設計、納入設置・保守、システム運用受託（アウトソーシング）、及び運用監視サービスを行っております。

また、迅速な対応によりCS向上を図るため、24時間365日対応サービスを用意し、全国300ヶ所のサービス拠点より提供しております。

### <デバイスセグメント>

#### （電子商品類）

アナログICを中心とする各種半導体や、シリコンマイクなどのセンサー、電子部品に関する販売及びコンサルティング（電子機器設計支援）を行っております。産業用エレクトロニクス機器、I P P B X（構内交換機）やスマートフォン等の情報通信機器など、広範な分野で使われております。

#### （産機商品類）

スライドレール・ガススプリング・昇降システムなど安全性、利便性、快適性を向上する機構部品の販売及びコンサルティングを行っております。主に金融機関やコンビニエンスストアなどのATM等の開閉・引出・安全機構（スライドレール・ガススプリング・キー）、システムキッチン引出・昇降機構（スライドレール・昇降システム）、コピー機の給紙機構（スライドレール・ダンパー）などに使われております。

セグメントと商品類との関連を表にすると、次のとおりであります。

セグメント	主な事業の内容	主な会社
システム		
セキュリティ商品類	商品監視システム（万引き防止装置、センサーケーブル式警報機、セキュリティタグ等）、映像監視システム、入退室管理システム、高度防火システム等の販売、各種システム設計・構築	当社
		マイティキューブ(株)
		Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd.
		Guardfire Limited Guardfire Singapore Pte.Ltd.
その他ソリューション商品類	ネットワーク関連機器（クラウド型無線LANシステム等）、物流・在庫管理システム等のRFIDタグ及びその周辺機器、メールインサーティングシステム（封入封緘機）等の販売、各種システム設計・構築	当社
		マイティキューブ(株)
		高千穂コムテック(株)
カスタマ・サービス商品類	システムセグメントの各商品類に関するシステム設計・設置及び保守・システム運用受託（アウトソーシング）・運用監視サービス	当社
		高千穂コムテック(株)
デバイス		
電子商品類	各種半導体（アナログICなど）、センサー（シリコンマイクなど）、電子部品の販売	当社
		TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD.
		提凱貿易（上海）有限公司
		ジェイエムイー(株)
産機商品類	スライドレール、ガススプリング、キー、ダンパー、昇降システム等の安全・省力化機構部品等の販売	当社
		TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD.
		提凱貿易（上海）有限公司
		Takachiho America, Inc.

(注) 1. ジェイエムイー株式会社は、持分法適用会社であります。

2. 商品・専門語等用語について

- (1) セキュリティタグ: 万引き防止装置が感知するための商品に取付けられる特殊なタグ。
- (2) クラウド型無線LANシステム: インターネット上で無線LANの接続ポイントの管理ができるシステム。
- (3) RFIDタグ: 商品情報を記憶した微小なICチップとアンテナを組み込んだ特殊なタグ。
- (4) 封入封緘機: 郵便物の選択・封入及び封緘業務の自動化機器。
- (5) スライドレール: ボールベアリングを組み込んだ金属製のレールで、小さい力で重量物の引出しやスムーズな引出しなどができるもの。
- (6) ガススプリング: 窒素ガスを管に閉じ込め、ガスの反発力により小さい力で重い扉の上下開閉ができるもの。
- (7) ダンパー: オイルの粘性抵抗を利用した緩衝機構で、引出し部開閉時の衝撃吸収などに使用。

## 8. 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

### (1) 当社

① 本社 東京都新宿区

② 支店

大阪支店 大阪府大阪市北区

名古屋支店 愛知県名古屋市中村区

③ 営業所

札幌営業所 北海道札幌市中央区

九州営業所 福岡県福岡市博多区

(2) マイティキューブ株式会社

本社 東京都中央区

(3) 高千穂コムテック株式会社

本社 東京都新宿区

(4) Takachiho Fire, Security & Services(Thailand)Ltd.

本社 タイ バンコク

(5) TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD.

本社 中国 香港

(6) 提凱貿易（上海）有限公司

本社 中国 上海

(7) Guardfire Limited

本社 タイ バンコク

(8) Guardfire Singapore Pte.Ltd.

本社 シンガポール

(9) Takachiho America, Inc.

本社 米国 イリノイ州

## 9. 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

### (1) 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
シ ス テ ム	365
デ バ イ ス	73
全 社 共 通	54
合 計	492

(注) 従業員数は就業人員で、正社員・契約社員の人数であります。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
220名	△2名	38.4歳	14.3年

(注) 上記従業員数は、子会社等への出向者34名を含んでおりません。

## 10. 主要な借入先

借入残高はありません。

## Ⅱ 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 36,000,000株
2. 発行済株式の総数 10,171,800株 (うち自己株式833,957株)
3. 単元株式数 100株
4. 株主数 14,547名
5. 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社 マースエンジニアリング	804,000株	8.61%
セコム株式会社	450,000	4.81
日立オートモティブシステムズ株式会社	380,000	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	303,000	3.24
株式会社 みずほ銀行	300,600	3.21
株式会社 マーストーケンソリューション	265,000	2.83
高千穂 交易 従業員 持株会	220,090	2.35
明治安田生命保険相互会社	216,000	2.31
ヒューリック株式会社	200,000	2.14
栃本京子	156,100	1.67

(注)1. 当社は、自己株式833,957株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式数を控除して算出し、小数第3位以下を切捨てて表示しております。

2. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、301,900株であります。

### 6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

- (1) 新株予約権の数  
99個
- (2) 目的となる株式の種類及び数  
普通株式 148,500株（新株予約権1個あたり1,500株）
- (3) 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役(社外取締役を除く。)	第9回(1,153円)	平成29年8月1日 ～平成32年7月31日	7個	2名
社外取締役	第9回(1,153円)	平成29年8月1日 ～平成32年7月31日	4個	1名
取締役(社外取締役を除く。)	第8回(948円)	平成27年8月1日 ～平成30年7月31日	3個	1名

#### 2. 当事業年度中に当社従業員に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### 3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### IV 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
戸田 秀雄	代表取締役社長	
小原 敬一	取締役	
平山 英樹	取締役	
平田 嘉昭	取締役	
植松 昌澄	取締役	
和佐野 哲男	取締役	
野中 隆史	取締役	みずほ信託銀行株式会社 常任顧問 太平洋セメント株式会社 社外監査役
武智 良泰	常勤監査役	
小海 正勝	監査役	弁護士 日本風力開発株式会社 社外監査役
石原 良一	監査役	公認会計士
大塚 康徳	監査役	弁理士 大塚国際特許事務所 所長

- (注) 1. 取締役 和佐野哲男、野中隆史の両氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役 小海正勝、石原良一、大塚康徳の各氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役 和佐野哲男、野中隆史及び監査役 小海正勝、石原良一、大塚康徳の各氏は、当社の大株主、主要な取引先等の出身者には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。  
 4. 取締役 野中隆史及び監査役 小海正勝、大塚康徳の各氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。  
 5. 監査役 石原良一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 監査役 柴崎伸雄氏は、平成28年6月28日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。  
 7. 当社は意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化等を図るため、執行役員制度を導入いたしております。

当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位	担当業務
戸田 秀雄	社長執行役員	
小原 敬一	執行役員	グループ事業推進室長
平山 英樹	執行役員	システム事業本部長
平田 嘉昭	執行役員	デバイス事業本部長
植松 昌澄	執行役員	管理本部長
横戸 憲一	執行役員	大阪支店長、支店担当
井出 尊信	執行役員	システム事業本部ビジネスソリューション事業部長
辰己 一道	執行役員	マイティキューブ株式会社代表取締役社長
高山 博喜	執行役員	マイティキューブ株式会社取締役
千葉 芳久	執行役員	高千穂コムテック株式会社代表取締役社長

## 2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	120,606千円 (14,084千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	34,300千円 (16,400千円)
合 計	12名	154,906千円

- (注) 1. 上記支給額には、平成27年7月17日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役3名に付与した新株予約権506千円を含んでおります。
2. 上記支給額には、平成28年6月28日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役 柴崎伸雄氏への支給分を含めております。
3. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
和佐野 哲男	社外取締役	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
野中 隆史	社外取締役	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
小海 正勝	社外監査役	当事業年度開催の取締役会14回、監査役会16回の全てに出席しており、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
石原 良一	社外監査役	当事業年度開催の取締役会14回、監査役会16回の全てに出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
大塚 康德	社外監査役	平成28年6月28日就任後開催の取締役会10回、監査役会11回の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。

### (2) 社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

## V 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

34,100千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34,100千円

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 4. 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

(1) 処分対象

新日本有限責任監査法人

(2) 処分の内容

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・3ヶ月間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

(3) 処分理由

- ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・運営が著しく不当と認められたため。

### 5. 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD.、提凱貿易（上海）有限公司、Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd.、Guardfire Limited、Guardfire Singapore Pte. Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

## VI 会社の体制及び方針

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社取締役及び使用人は、「企業理念」「高千穂交易グループCSR憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」のもと、法令順守はもとより企業倫理の順守及び浸透を率先垂範して行う。
- ② 取締役会に社外取締役を加え、取締役の職務執行に関する監督機能を維持・向上させる。
- ③ 「コンプライアンス規程」のもと、コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社内にCSR推進部門を組織して教育・浸透策を実施し、高千穂交易グループ全体のコンプライアンス体制を整備・推進する。
- ④ 内部通報制度として「ヘルプライン規程」を制定し、社外の弁護士等を含む複数の窓口を設置する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては、毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「情報セキュリティ基本規程」「文書管理規程」を制定し、社長を委員長とする「情報セキュリティ委員会」のもと、取締役の職務執行に係る情報（電磁的記録を含む）を適切に保存・管理する。
- ② 保存する文書の種類及びその期間は「文書管理規程」で定める。
- ③ 取締役及び監査役は、いつでも、取締役の職務執行に係る情報を閲覧することができる。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「危機管理規程」「情報セキュリティ基本規程」を制定し、それぞれ社長を委員長とする委員会を設置・運用する。
- ② 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすリスク（不確実性）に対処すべく、高千穂交易グループの横断的なリスクマネジメント体制を整備し、リスク予防と対策の専任部門を設置して運用する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規程」のもと、取締役会付議基準及び報告基準を定めるほか、各取締役の職務分担及び権限と責任を明確にし、経営の基本方針・重要課題や中期経営計画・経営戦略の策定及び進捗確認等を行う。
- ② 執行役員制度を導入し、「執行役員規程」のもと、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して、取締役の職務の効率化を図る。
- ③ 期初に「中期経営計画」「年度経営方針」「年度予算」を策定し、方針の徹底と進捗の確認を定期的に行う。
- ④ 内部監査部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役会に報告する。

- (5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「関係会社管理規程」にもとづき、子会社の重要事項については、当社への報告または承認手続きを行う。また、子会社は、四半期毎に当社で開催する会議において、事業計画の進捗状況を報告する。
  - ② 「危機管理規程」にもとづき、当社社長を委員長とする委員会を設置・運用する。
  - ③ 子会社の取締役及び監査役を当社から派遣して、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の取締役の業務執行状況を監査する。
  - ④ 「高千穂交易グループCSR憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」「コンプライアンス規程」に基づいた事業運営を追求し、当社の諸体制を規範に、各子会社の事情に対応した体制を整備する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務の執行に必要な場合は、監査役の業務補助のため、取締役から独立した補助者を置く。
  - ② 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って職務を行い、その人事・異動・評価は、監査役と事前に協議する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は取締役会に出席するほか、業務の執行状況を把握するため、執行役員会、全社会議や部門別予算分析会議などの重要な会議に出席し、報告・説明を受ける。
  - ② 取締役及び使用人は、会社の業務・業績に影響を与える重要な事項について報告する。
  - ③ 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、重要会議への出席及び重要書類の閲覧によるほか、監査役は、いつでも、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - ④ 監査役は、内部監査部門に内部監査情報を求めることができるほか、内部監査報告書及び指摘事項等が回付されるとともに、内部監査報告会等に出席し、報告・説明を受ける。
- (8) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役と監査役は、定期的に会合を持ち、経営課題等の意見交換をする。
  - ② 会計監査人と監査役は、定期的に会合を持ち、会計監査等の意見交換をする。

## ＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

当社は、取締役会で決議した上記「業務の適正を確保するための体制」に沿って各種社内規程を整備し研修・勉強会等を通じてその周知・徹底を図るとともに、各種委員会を開催し当該体制の整備・運用を進めております。また各種委員会の実施状況を定期的に取締役会に報告しております。

グループ会社につきましては、「関係会社管理規程」に基づき重要事項の報告または承認手続を行うとともに定期的に事業計画の進捗状況を確認する会議を開催しております。

また、当社グループのリスクを一元的に管理し対処するため、危機管理委員会及びコンプライアンス委員会を四半期に各1回ずつ開催するとともに、年1回、「高千穂交易グループCSR憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」に関して、グループ全社・当社全部門を対象とした遵守確認を行っております。

なお、環境・品質管理・情報セキュリティに関しては、当社が第三者認証を取得しているISOの枠組を適切に運用しております。

当事業年度におきましては、グループガバナンスの強化のため、「関係会社管理規程」を改定しました。また、取締役会の機能向上のため、取締役会の実効性評価のアンケートを初めて実施しました。さらに、内部者取引の発生防止のため、インサイダー情報管理の仕組みを抜本的に見直すとともに、売買管理の厳格化を行いました。

内部監査部門は、引続き当社ならびに国内外のグループ会社について、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門及び経営層、監査役にフィードバック報告しております。

## 2. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めていくものでなければならぬと考えています。

当社グループは、独立系技術商社として、創業以来「創造」を事業活動の原点に据え、常に海外の先端技術・商品を広く探求・開拓し、日本の市場に紹介してまいりました。また、創業から65年を通して、「テクノロジーをとおしてお客様のご満足を高め、技能と人間性を磨いて世界に通用する信頼を築き、力を合わせて豊かな未来を拓き社会に貢献する」という企業理念の実現に努めてまいりました。

このような企業理念に基づき、国内各業界の多くの有力企業をお客様とし、海外の有力先端メーカーとの信頼関係、そして海外の先端技術・商品を扱う人材・技術サポート・情報・先端技術探求ネットワーク網などの当社独自の事業ノウハウと快活な先取り精神の社風を築き、持続的な成長により企業価値を高めてまいりました。

当社取締役会は、経営支配権の異動を目的とした株式の大規模買付行為または提案であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えています。そのために当社は、大規模買付者及び当社取締役会の双方から当社株主の皆様への必要かつ十分な情報・意見・提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があることに加え、株

主の皆様をはじめとするステークホルダーのために、当社取締役会による代替案が十分に検討できる機会・時間を確保し、かつ必要に応じて大規模買付者と交渉を行うこと等の当社取締役会の対応を可能とするため、一定の合理的・客観的な仕組みが必要と考えています。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、独立系技術商社の強みを活かし、事業系列や資本系列に捉われることなく、自らの企業理念に従い、市場ニーズを捉え、迅速かつ闊達に世界の先端商材・技術を発掘し、市場に紹介・提供することこそが、当社の有する優位的経営手法であり、収益と成長の維持拡大に欠かせないこと、ひいては企業価値及び株主共同の利益の源泉と考えています。

現在、当社グループでは、新たな成長戦略の下、「安全・安心・快適」「ビジネスセキュリティ」を事業コンセプトに、「独自の付加価値の創出」と「グローバルビジネスの拡大」を推し進めております。こうした取組みにより、強固な収益基盤の構築と事業規模の拡大を図り、企業価値ひいては株主共同の利益向上に邁進してまいります。

また、当社グループは、企業市民として果たすべき「CSR(企業の社会的責任)」を強く認識し、責任ある誠実で透明な経営活動の継続的な実施を通して、あらゆるステークホルダーから信頼される経営を進め、企業価値の向上に努めてまいります。

## (3) 当社株式の大規模な買付行為に関する対応策(買収防衛策)の仕組み

当社は、平成19年11月6日開催の当社取締役会において、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。本対応策において、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応策(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議し、その後の当社第57回、第59回、第61回、第63回及び第65回定時株主総会において、その継続を株主の皆様にご承認いただいております。その概要は以下のとおりです。

### ① 大規模買付ルールの設定

大規模買付者が、大規模買付行為を行うに際しては、大規模買付者の概要や大規模買付行為の目的及び内容等に関する情報、大規模買付ルールに従うことを誓約する旨の「意向表明書」等を当社取締役会宛に提出していただきます。

### ② 当社取締役会の評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、一定の期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)を設け、当該情報の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案にあたります。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、取締役会から独立した組織として設置された独立委員会に諮問し、かつ外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見をとりまとめ開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為が以下のような要件に該当し、一定の措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることがあります。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

(ロ) 大規模買付者が企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

(ハ) 強圧的の二段階買収など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(ニ) 大規模買付者による支配権取得により、ステークホルダーの利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される場合

(ホ) 買付けの条件が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合

(4) 本プランの客観的合理性

本プランが、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由として、以下のことが言えます。

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

② 株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

③ 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会の決議により継続されたものです。また、本プランの有効期限（平成30年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで）の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランはその時点で廃止されることになり、そ

の意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

#### ④独立した委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの採用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大規模買付ルールが発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士等のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。当社株式に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に大規模買付ルールが発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように大規模買付ルールを透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### ⑤合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものと言えます。

#### ⑥第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

#### ⑦デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことがで

きないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

- 注1. 特定株主グループとは、①当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、又は②当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。
2. 議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株式等の保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)、又は②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株式等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株式等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,699,657</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,034,940</b>
現金及び預金	6,163,991	支払手形及び買掛金	2,749,624
受取手形及び売掛金	5,989,619	未払法人税等	193,458
有価証券	500,000	賞与引当金	245,262
商品及び製品	2,330,905	役員賞与引当金	11,772
原材料	80,863	その他	834,822
繰延税金資産	131,149	<b>固定負債</b>	<b>691,913</b>
その他	511,038	退職給付に係る負債	631,265
貸倒引当金	△7,911	長期未払金	24,755
<b>固定資産</b>	<b>2,861,347</b>	その他	35,893
<b>有形固定資産</b>	<b>304,373</b>	<b>負債合計</b>	<b>4,726,853</b>
建物及び構築物	24,957	<b>(純資産の部)</b>	
土地	128,209	<b>株主資本</b>	<b>13,833,284</b>
その他	151,207	資本金	1,209,218
<b>無形固定資産</b>	<b>1,147,455</b>	資本剰余金	1,170,004
ソフトウェア	76,224	利益剰余金	12,237,607
電話加入権	11,133	自己株式	△783,545
のれん	1,058,653	その他の包括利益累計額	△7,594
その他	1,444	その他有価証券評価差額金	219,109
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,409,517</b>	為替換算調整勘定	△210,401
投資有価証券	835,876	退職給付に係る調整累計額	△16,301
繰延税金資産	135,876	<b>新株予約権</b>	<b>8,460</b>
その他	438,607	<b>非支配株主持分</b>	<b>0</b>
貸倒引当金	△843	<b>純資産合計</b>	<b>13,834,151</b>
<b>資産合計</b>	<b>18,561,004</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>18,561,004</b>

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		19,037,126
売 上 原 価		14,223,431
売 上 総 利 益		4,813,694
販売費及び一般管理費		4,313,259
営 業 利 益		500,435
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,775	
為 替 差 益	114,002	
受 取 補 償 金	30,000	
債 務 勘 定 整 理 益	28,997	
そ の 他 営 業 外 収 益	13,346	204,121
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,498	
そ の 他 営 業 外 費 用	2,958	4,456
経 常 利 益		700,100
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	90	
新 株 予 約 権 戻 入 益	11,155	11,245
特 別 損 失		
合 併 関 連 費 用	19,882	
減 損 損 失	100,270	
和 解 金	3,000	123,152
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		588,193
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	303,637	
法 人 税 等 調 整 額	4,806	308,444
当 期 純 利 益		279,749
親会社株主に帰属する当期純利益		279,749

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,208,484	1,169,270	12,194,365	△604,446	13,967,673
当 期 変 動 額					
新株の発行	733	733			1,467
剰余金の配当			△226,492		△226,492
親会社株主に帰属する 当期純利益			279,749		279,749
連結範囲の変動			△10,014		△10,014
自己株式の取得				△179,098	△179,098
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	733	733	43,242	△179,098	△134,389
当 期 末 残 高	1,209,218	1,170,004	12,237,607	△783,545	13,833,284

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額					新 予 約	株 権	非 支 持 分	配 分	純資産合計
	そ の 有 評	他 価 差 額	他 券 勘 為 替 換 算 調 整 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					
当 期 首 残 高	158,717	△265,118	△33,937	△140,338		17,197		0	13,844,533	
当 期 変 動 額										
新株の発行					—				1,467	
剰余金の配当					—				△226,492	
親会社株主に帰属する 当期純利益					—				279,749	
連結範囲の変動					—				△10,014	
自己株式の取得					—				△179,098	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	60,391	54,717	17,636	132,744	△8,737	△8,737			124,007	
当期変動額合計	60,391	54,717	17,636	132,744	△8,737	△8,737		—	△10,381	
当 期 末 残 高	219,109	△210,401	△16,301	△7,594		8,460		0	13,834,151	

## 連結注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 …10社  
連結子会社の名称 …マイティキューブ株式会社  
高千穂コムテック株式会社  
TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD.  
提凱貿易(上海)有限公司  
Takachiho Fire, Security &  
Services(Thailand)Ltd.  
Guardfire Limited  
Guardfire Singapore Pte.Ltd.  
TK Thai Holdings Co.,Ltd.  
TK Fire Fighting Co.,Ltd.  
Takachiho America, Inc.

平成29年1月1日を効力発生日として連結子会社である株式会社S-Cubeとマイティカード株式会社を、株式会社S-Cubeを存続会社、マイティカード株式会社を消滅会社とする合併を行い、社名をマイティキューブ株式会社に変更しております。この合併に伴い、当連結会計年度より、マイティカード株式会社を連結の範囲から除外しております。

また、当連結会計年度より、Takachiho America, Inc. は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

- ② 非連結子会社の状況  
非連結子会社の名称 …TKTEC株式会社  
小規模であり、重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法の適用会社の名称…ジェイエムイー株式会社  
② 持分法を適用していない非連結子会社の名称  
…TKTEC株式会社

小規模であり、重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD.、提凱貿易(上海)有限公司及びTakachiho America, Inc. の決算日は、12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

###### (イ) 有価証券

a. 満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）を採用しております。

###### b. その他有価証券

時価のあるもの …連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。）

時価のないもの …総平均法による原価法を採用しております。

(ロ) たな卸資産 …主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### ② 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産 …当社及び一部の連結子会社の工具、器具及び備品は定額法、当社の建物及び構築物ならびに一部の連結子会社の有形固定資産は定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

工具、器具及び備品 2年～20年

また平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(ロ) 無形固定資産 …定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、販売目的のソフトウェアについては、見積有効年数（3年）によっております。

###### (ハ) リース資産

所有権移転外フ…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と  
アイナンス・リ する定額法を採用しております。  
ス取引に係るリ  
ース資産

### ③ 引当金の計上基準

#### (イ) 貸倒引当金

…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。

#### (ロ) 賞与引当金

…従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

#### (ハ) 役員賞与引当金

…役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

…従業員の退職金支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を発生年度の翌連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当連結会計年度の末日における基準額を計上しております。

### ⑤ 外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算基準

…外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、ならびに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

…当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

⑦ 消費税等の会計処理

…消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

…のれんの償却については、その効果の及ぶ期間（5年～8年）にわたって均等償却しております。

(5) 重要な会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(6) 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額… 874,767千円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

10,171,800株

(2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	114,437	12円00銭	平成28年3月31日	平成28年6月29日
平成28年11月4日 取締役会	普通株式	112,055	12円00銭	平成28年9月30日	平成28年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	112,054	12円00銭	平成29年3月31日	平成29年6月29日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

66,000株

### 4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、商社活動を行うために必要な資金は手許資金で賄っております。資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程等に従い軽減を図っております。為替の変動リスクについては、外国為替取扱要領に従い実需取引に基づき為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業に関連する株式であります。市場価格の変動リスクについては、定期的に時価や財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。満期保有目的の債券は資金管理取扱要領に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

支払手形及び買掛金は、短期間で決済されるものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 (単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
①現金及び預金	6,163,991	6,163,991	—
②受取手形及び売掛金	5,989,619	5,989,619	—
③有価証券及び投資有価証券			
(イ)満期保有目的の債券	500,000	500,000	—
(ロ)その他有価証券	662,413	662,413	—
④支払手形及び買掛金	(2,749,624)	(2,749,624)	—

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 173,462千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券(ロ)その他有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額…………… 1,480円61銭  
(2) 1株当たり当期純利益…………… 29円66銭

## 6. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
栃木県那須郡那須町 他 3件	遊休資産	土地
—	その他	のれん

当社グループは、原則として、事業用資産については事業の種類を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、回収可能価額が帳簿価額を著しく下回っている資産グループについては、減損損失12,440千円を認識しております。遊休資産の内訳は全て土地であります。

また、2012年の買収により発生したのれんについては、回収可能性を慎重に検討した結果、残存価額全額87,830千円の減損損失を認識しております。

なお、遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を基に算出しております。また、のれんを含む資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、割引率については使用見込期間が短期であるため考慮しておりません。

## 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>10,475,016</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,248,852</b>
現金及び預金	3,832,728	支払手形	28,421
受取手形	359,594	電子記録債務	292,533
電子記録債権	434,589	買掛金	1,979,110
売掛金	3,285,337	未払金	215,586
有価証券	500,000	未払法人税等	135,000
商品及び製品	1,569,168	前受金	337,294
前払費用	372,052	賞与引当金	177,160
繰延税金資産	80,440	役員賞与引当金	9,800
その他流動資産	41,108	その他流動負債	73,946
貸倒引当金	△2	<b>固定負債</b>	<b>502,823</b>
<b>固定資産</b>	<b>7,333,523</b>	長期未払金	24,755
<b>有形固定資産</b>	<b>278,746</b>	退職給付引当金	460,568
建物	8,531	預り保証金	17,500
構築物	10,646	<b>負債合計</b>	<b>3,751,675</b>
工具、器具及び備品	131,359	<b>(純資産の部)</b>	
土地	128,209	<b>株主資本</b>	<b>13,829,295</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>50,325</b>	資本金	1,209,218
電話加入権	8,161	資本剰余金	1,172,163
施設利用権	1,235	資本準備金	1,171,672
ソフトウェア	40,928	その他資本剰余金	491
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,004,451</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>12,231,459</b>
投資有価証券	792,974	利益準備金	198,875
関係会社株式	5,815,559	その他利益剰余金	12,032,584
長期貸付金	38,916	別途積立金	9,395,000
会員権	14,275	繰越利益剰余金	2,637,584
敷金・保証金	262,321	<b>自己株式</b>	<b>△783,545</b>
繰延税金資産	109,505	評価・換算差額等	219,109
その他投資	20	その他有価証券評価差額金	219,109
貸倒引当金	△29,121	<b>新株予約権</b>	<b>8,460</b>
<b>資産合計</b>	<b>17,808,540</b>	<b>純資産合計</b>	<b>14,056,865</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>17,808,540</b>

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,889,874
売 上 原 価		10,713,911
売 上 総 利 益		3,175,963
販売費及び一般管理費		2,683,948
営 業 利 益		492,014
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	68,330	
為 替 差 益	109,633	
受 取 補 償 金	30,000	
そ の 他 営 業 外 収 益	6,437	214,401
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,353	
そ の 他 営 業 外 費 用	2,702	4,055
経 常 利 益		702,359
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	90	
新 株 予 約 権 戻 入 益	11,155	11,245
特 別 損 失		
減 損 損 失	12,440	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	23,565	
和 解 金	3,000	39,005
税 引 前 当 期 純 利 益		674,599
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	221,466	
法 人 税 等 調 整 額	△3,298	218,167
当 期 純 利 益		456,431

## 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,208,484	1,170,938	491	198,875	9,395,000	2,407,645
当 期 変 動 額						
新株の発行	733	733				
剰余金の配当						△226,492
当期純利益						456,431
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	733	733	—	—	—	229,939
当 期 末 残 高	1,209,218	1,171,672	491	198,875	9,395,000	2,637,584

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差 額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	△604,446	13,776,988	158,717	17,197	13,952,903
当 期 変 動 額					
新株の発行		1,467			1,467
剰余金の配当		△226,492			△226,492
当期純利益		456,431			456,431
自己株式の取得	△179,098	△179,098			△179,098
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	60,391	△8,737	51,654
当期変動額合計	△179,098	52,307	60,391	△8,737	103,961
当 期 末 残 高	△783,545	13,829,295	219,109	8,460	14,056,865

## 個別注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び  
関連会社株式 … 総平均法による原価法を採用しております。
- ② 満期保有目的の  
債券 … 償却原価法（定額法）を採用しております。
- ③ その他有価証券

時価のあるもの … 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。）

時価のないもの … 総平均法による原価法を採用しております。

- (2) たな卸資産の評価  
基準及び評価方法 … 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物 … 定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

また平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

工具、器具及び  
備品 … 定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 2年～20年

また平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- ② 無形固定資産 …定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）、販売目的ソフトウェアについては、見積有効年数（３年）によっております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 …債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。
- ② 賞与引当金 …従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 …役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 …従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を発生年度の翌事業年度より費用処理しております。
- また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当事業年度の末日における基準額を計上しております。
- (5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 …当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
- 退職給付に係る会計処理 …退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理方法と異なっております。
- 消費税等の会計処理 …消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

## 3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	…	675,289千円
(2) 保証債務		
顧客への債務不履行に対する連帯保証		
Takachiho Fire, Security & Services(Thailand)Ltd.	…	157,280千円
Guardfire Limited	…	500,738千円
Guardfire Singapore Pte.Ltd.	…	44,531千円
仕入先からの仕入債務に対する連帯保証		
Guardfire Limited	…	68,714千円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務…短期金銭債権		543,698千円
長期金銭債権		38,916千円
短期金銭債務		37,815千円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	…売上高	1,979,368千円
	仕入高	258,927千円
	営業取引以外の取引高	34,387千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数  
普通株式

833,957株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
退職給付引当金		138,170千円
土地評価損		116,071千円
賞与引当金		53,148千円
有価証券評価損		41,621千円
商品評価損		12,722千円
長期未払金		7,426千円
その他		157,132千円
繰延税金資産小計		526,292千円
評価性引当額		△267,291千円
繰延税金資産合計		259,001千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		69,055千円
繰延税金負債合計		69,055千円
繰延税金資産の純額		189,946千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	高千穂コム テック㈱	所有 直接100.00%	役員 の兼 任、 メー リ ン グ 機 器 の 販 売 及 び 保 守	メー リ ン グ 機 器 の 販 売 及 び 保 守 (注)1	459,976	売掛金	188,026
子会社	高千穂コム テック㈱	所有 直接100.00%	役員 の兼 任、 メー リ ン グ 機 器 の 販 売 及 び 保 守	貸付 金 の 回 収	300,000	貸付金	—
子会社	Guardfire Limited	所有 直接49.00% 間接51.00%	役員 の兼 任	資金 の貸 付 (注)2	200,850	貸付金	—
子会社	Guardfire Limited	所有 直接49.00% 間接51.00%	役員 の兼 任	貸付 金 の 回 収	200,850	貸付金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 取引条件については、市場実勢を勘案して決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額……………  | 1,504円46銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益…………… | 48円39銭    |

## 10. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
栃木県那須郡那須町 他 3件	遊休資産	土地

当社は、原則として、事業用資産については事業の種類を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、回収可能価額が帳簿価額を著しく下回っている資産グループについては、減損損失12,440千円を認識しております。減損損失の内訳は全て土地であります。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を基に算出しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

高千穂交易株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 栄 司 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 齊 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高千穂交易株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高千穂交易株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

高千穂交易株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 栄 司 ㊤  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 齊 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高千穂交易株式会社  
の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、  
すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並び  
にその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準  
に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。こ  
れには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書  
を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用  
することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から  
計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人  
は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行  
った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表  
示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これ  
に基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証  
拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、  
不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評  
価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意  
見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、  
状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の  
作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採  
用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も  
含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判  
断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に  
公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明  
細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示し  
ているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記  
載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月19日

高千穂交易株式会社 監査役会

常勤監査役 武 智 良 泰 ㊟

社外監査役 小 海 正 勝 ㊟

社外監査役 石 原 良 一 ㊟

社外監査役 大 塚 康 徳 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議案：剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけており、剰余金の処分につきましては、安定配当の維持を基本としながら、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式 1 株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合における配当総額は、112,054,116円となります。

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

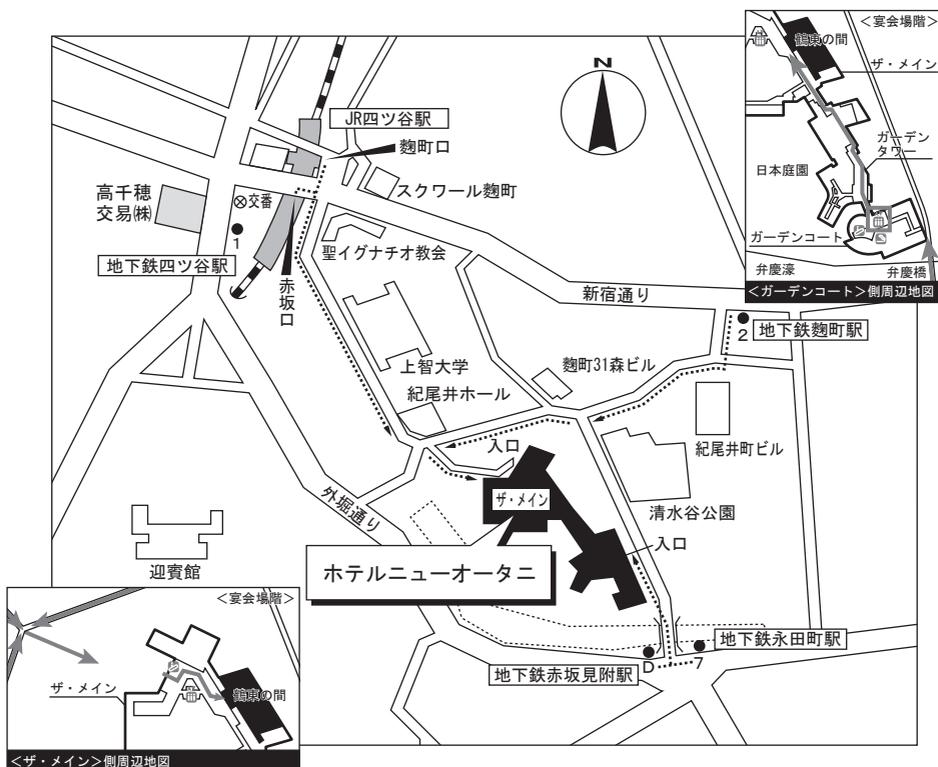
該当事項はありません。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 「鶴東の間」  
TEL (03) 3265-1111 (代)

- 交 通 ①東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線『永田町』駅(7番出口)から徒歩5分  
②東京メトロ丸ノ内線・銀座線『赤坂見附』駅(D:紀尾井町出口)から徒歩5分  
③東京メトロ有楽町線『麹町』駅(2番出口)から徒歩6分  
④東京メトロ丸ノ内線・南北線『四ツ谷』駅(1番出口)から徒歩12分  
⑤JR総武線・中央線『四ツ谷』駅(赤坂口)から徒歩12分  
⑥JR総武線・中央線『四ツ谷』駅(麹町口)から徒歩12分



お願い

1. 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。
2. お手荷物はクロークにお預けいただきますようお願い申し上げます。